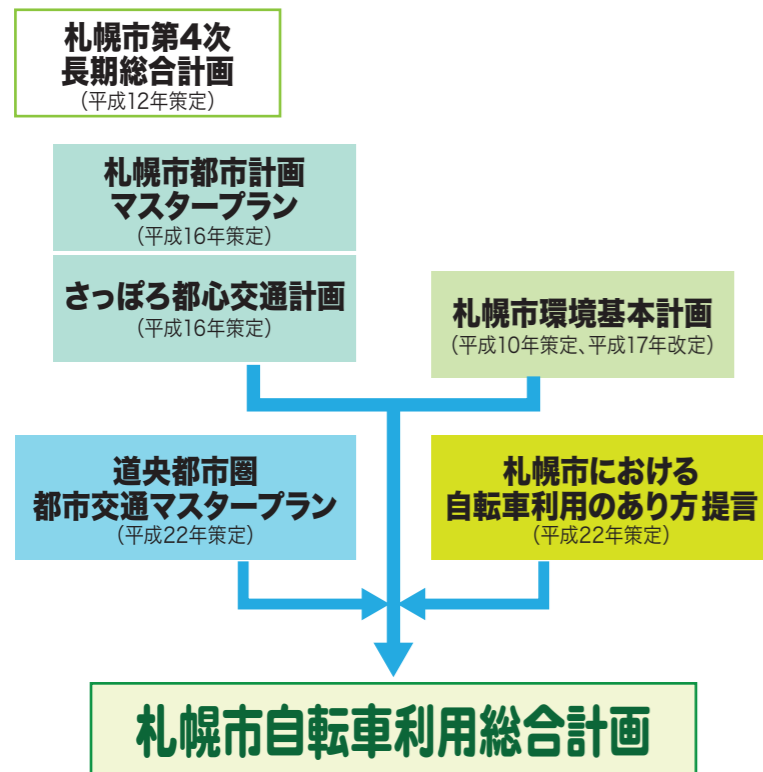




自転車を取り巻く動向

自転車に対する関心が高まりつつある一方で、自転車に関する事故が増加していることを背景として、特に平成17年度以降、道路上での自転車走行空間や駐輪場に関する、様々な法制度の改正や取組みが実施されています。また、上位計画や関連計画においても、歩行者と自転車を重視する考え方なども示されており、札幌市でも様々な取組みを進めてきました。

札幌市の自転車に係る上位計画および関連計画



全国の自転車に関する法制度等の変化

平成13年 4月	道路構造令の改正 (自転車道の位置づけの明確化)
平成17年 4月	改正道路法施行令の施行 (道路管理者が設ける路上二輪駐車場の道路付属物への追加)
平成18年 5月	まちづくり3法(中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、都市計画法)の改正
平成18年 6月	改正道路交通法の施行 (放置車両確認業務の民間委託による取締り強化等)
平成18年 11月	改正道路法施行令の公布 (路上自転車駐車場の占用物件への追加) 路上駐輪場整備における一般的技術基準「路上自転車・自動二輪車等駐輪場設置指針」の策定
平成18年 12月	バリアフリー新法の施行
平成19年 7月	新たな自転車利用環境のあり方を考える懇談会 提言 ～これからの自転車配慮型道路における道路空間の再構築に向けて～
平成19年 10月	自転車利用環境整備ガイドブックの策定
平成20年 1月	自転車通行環境整備モデル地区の指定 (全国98箇所)
平成20年 6月	改正道路法及び同施行令の施行 (普通自転車の歩道通行要件の見直し)

札幌市におけるこれまでの主な取り組み



本計画策定後の平成23年10月には、警察庁から自転車に関する総合対策を進める通達が出され、また11月からは国土交通省と警察庁が共同で「安全で快適な自転車利用環境の創出のためのガイドライン」策定に着手するなど、全国レベルで利用環境改善の取組みが進められています。



計画の考え方

自転車利用に係る現状・課題、札幌市の上位計画・関連計画を踏まえ、自転車利用環境の改善に向けた計画の目標ならびに目標の実現に向けた計画の基本方針を定めました。

目標 『安全な自転車利用環境の実現による魅力的なまちづくり』

- 都市の移動手段の骨格は公共交通機関が担い、自転車は公共交通機関を補完する移動手段として位置づけること、また、公共交通・自転車・自動車など各移動手段が役割を踏まえた上でバランスを保ちながら交通体系の構築を図ります。
- 自転車を札幌市の交通体系を構成する移動手段の一つとして十分に機能させるため、まずは、歩行環境の悪化という現状の課題を解消し、自転車利用の適正化を図っていく必要があります。
- これにより、誰もが安全に道路を利用できる環境になり、自転車の特性が十分に発揮されることで、まちの魅力向上や環境貢献、健康増進に寄与することが期待されます。

歩行者・自転車・自動車が調和し、それぞれが安心・安全に通行できる道路空間の実現を目指します

基本方針 人を優先した、思いやりのある自転車利用環境への改善

- 最も弱者である“人”の安全性を確保していくことを目的として、自転車利用環境の構築を図ります。
- それぞれの利用者が道路は共有空間であることを認識し、自らの責任を自覚することで、思いやりをもって道路を利用できるよう自転車利用環境の改善を目指します。

基本方針 市民・事業者・行政が一体となったパートナーシップによる施策の推進

- 様々な立場の人びとが、責任や役割がどうあるべきか、また、それぞれの立場や地域においてどのような施策が効果的なのかを情報共有し、地域との話し合いや、必要に応じて市民議論を行うなど、計画目標の達成に向けて、市民・事業者・行政が一体となったパートナーシップ体制により、施策を推進します。

基本方針 交通特性や地域特性、雪国の特性を考慮した自転車利用環境の構築

- 道路幅員や歩行者・自転車・自動車の交通量、公共交通機関の整備状況、沿道の施設立地状況など、交通特性や地域特性を踏まえつつ、特に課題が顕著な地域から自転車利用環境の改善に向けた施策を推進します。
- 夏冬で大きく変わる道路空間の状況や自転車の利用実態を踏まえ、雪国の特性を十分に考慮した上で、自転車利用環境の構築を進めます。

基本方針 まちの魅力向上のための自転車利用

- 自転車がもつ特性をいかすことで経済活動、観光面、健康増進や環境面における貢献が期待でき、まちの魅力向上につながると考えられることから、適正な利用環境の構築により自転車の特性・優位性が活かせるまちづくりを目指します。